



子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



子育てしやすい
職場づくり奨励金

奨励金 **10万円**

[1制度導入]

上限 20万円



[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6か月**以内
※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも使っていただくことができます。

奨励金申請チェックシート

Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者」または「資本金をもたない事業者については、常時雇用する労働者が300人以下」ですか?(※下記参照)
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q3 島根県内に事業所がありますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は50人未満ですか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q5 「時間単位の年次有給休暇」または「[3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる]育児短時間勤務」の制度を就業規則に規定(令和2年3月31日以前)していますか?
☐ はい ▶ 対象外です ☒ いいえ

● 時間単位の年次有給休暇制度の規定がない

Q6 **18歳まで**の子どもがいる労働者がいますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

時間単位の年次有給休暇制度

①当該制度を就業規則に規定
②実績(8時間以上利用)(18歳まで)の子どもがいる労働者)
①+②で、奨励金(10万円)の申請ができます

● 育児短時間勤務制度(3歳以上小学6年生以下)の規定がない

Q6 **3歳以上小学6年生以下**の子どもがいる労働者がいますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

育児短時間勤務制度

①当該制度を就業規則に規定(小学6年生以下)の子どもがいる労働者が利用できる制度であること
②実績(20日以上利用)(3歳以上小学6年生以下)の子どもがいる労働者)
①+②で、奨励金(10万円)の申請ができます
※育児短時間勤務を講ずることが困難な場合は次の制度に代替可能です。
「フレックスタイム制度」、「始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度」

中小・
小規模
事業者等
とは

資本金をもつ事業者

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

または

資本金をもたない事業者

常時雇用する労働者の数
300人以下
社会福祉法人、 医療法人、NPO法人、 個人事業主など

発行/島根県政策企画局女性活躍推進課
TEL **0852-22-5245**

詳細は 島根県女性活躍推進課の
ホームページをご覧ください。



出産後の 職場復帰に取り組む 企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

◆ 出産後職場復帰奨励金 ◆

令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合
労働者数に応じて

10万.20万円/人

[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6か月**以内

令和2年3月31日までに産前休業開始の場合
休業期間に応じて

10万.20万.40万円/人

[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**1年**以内

奨励金申請チェックシート

- Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q2 「中小・小規模事業者等」ですか?(下記参照)
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内にありますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q5 労働者の育児休業の取得について就業規則等に
明文化されていますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、子育て支援に関する
支援に今後も取り組みますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q7 出産した労働者はいつから産前休業を開始しましたか?
☐ 令和2年4月1日以降 **新制度** ☐ 令和2年3月31日以前 **旧制度**

→ Q8へ

→ Q10へ

新制度

- Q8 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、
その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q9 事業所の常時雇用する労働者は何人ですか?
① 労働者数30人未満の事業所
・はじめて申請する場合 20万円/人
・2回目以降 10万円/人
② 労働者数30人以上 50人未満の事業所 10万円/人

旧制度

- Q10 出産した労働者が、産前産後休業または育児休業を取得し、
その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか?
☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です
- ↓
- Q11 出産後復職した労働者の休業期間はどのくらいですか?
① 育児休業17か月以上 40万円/人
② 育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人
③ 育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人

中小・小規模 事業者等とは

※資本金をもたない事業者は常時雇用する
労働者数のみで判断してください。

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

または

発行/島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL **0852-22-5245**

詳細は 島根県女性活躍推進課の
ホームページをご覧ください。

